

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

関東神奈川厚生年金 事案 9112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社で支給された賞与のうち、申立期間について、賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成20年分給与所得の源泉徴収票、平成20年1月から同年12月までの給与明細書及び同年12月賞与明細書並びに事業主から提出された同年7月賞与明細書から、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収票、給与明細書及び賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 2 月まで

私は、昭和 52 年 4 月から国民年金の被保険者となっているが、加入手続については、いつ誰が行ったのか何も承知していない。

申立期間の国民年金保険料については、督促状が送付されてきたので、市役所の出張所で納付書に現金を添えて納付した。

平成 21 年 10 月に、ねんきん特別便の記録照会に対する回答として、申立期間の加入制度欄の左側に◎印を付し、欄外に「お申し出に基づいて調査した結果、確認できた記録については、加入制度欄の左側に“◎”を付します。」と注記した、被保険者記録照会回答票を受け取っており、これにより私の当該期間の国民年金保険料の納付が確認されたものと理解していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、いつ誰が行ったのか承知していないとしている上、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額等について記憶が定かでないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 61 年 1 月頃と推認でき、その時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、ねんきん特別便の記録照会に対する回答である被保険

者記録照会回答票における、申立期間の加入制度欄の左側に付された◎印により、当該期間の国民年金保険料の納付が確認されたものと理解したと主張しているが、当該回答票の◎印は、照会のあった期間が国民年金の被保険者期間であることが確認されたことを示す記号であり、当該期間の保険料が納付済みとなっているか否かを示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から8年3月まで

私が20歳になった平成5年*月に、母親が、当時私が居住していたA市のB区役所で私の国民年金の加入手続と同時に、学生免除の手続を行ってくれた。

その後、私は、平成8年4月に就職し、同年6月頃に当時居住していたC市の金融機関で申立期間の国民年金保険料の追納手続を行い、当該金融機関で当該保険料を一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、平成5年*月に当時申立人が居住していたA市のB区役所で申立人の国民年金の加入手続と同時に、学生免除の手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達被保険者の資格取得日等から、8年3月ないし同年5月頃と推認される上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その番号からその当時申立人が居住していたC市で払い出されたものであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、ほとんどの期間は、未加入期間であり、国民年金保険料の免除申請の手続を行うことができない期間である。

さらに、申立人は、平成8年6月頃に、C市の金融機関で申立期間の国民年金保険料の追納手続を行い、当該金融機関で当該保険料を一括で納付したと主張しているが、i) 保険料の追納手続は、制度上、金融機関では行えな

いこと、ii) 申立人は、追納納付書等について記憶が無いと述べていることから、申立期間の保険料の追納手続の状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、保険料を追納するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月、同年2月及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月及び同年2月
② 昭和48年1月から同年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和47年*月に区役所の支所で私の国民年金の加入手続きを行い、その後48年1月には、同支所で私の国民年金の再加入手続きを行った。現在、私が所持している年金手帳は、再加入手続きを行った際の手帳であり、「昭和48年1月14日発行」と記載されている。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の母親が区役所の支所又は金融機関で私の父親の保険料と一緒に定期的に納付していた。

若しくは、私の昭和48年4月から49年1月までの国民年金保険料を10か月分まとめて納付したことを示す領収書があることから、母親が、当該期間の保険料と同様に申立期間の保険料を後からまとめて納付したはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入及び再加入手続き並びに国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続きを行い申立期間①及び②の保険料を納付していたとする母親、及び母親によって申立人の分と一緒に保険料が納付されていたとする父親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入及び再加入状況並びに保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、

昭和 49 年 1 月頃と推認され、申立人の主張する加入手続時期及び再加入手続時期とも一致しない。

なお、申立人の推認される加入手続時期は、前述のとおり昭和 49 年 1 月頃であることから、申立人が現在所持している年金手帳に記載されている発行日（昭和 48 年 1 月 14 日）頃に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 51 年 6 月まで

私は、20 歳になった昭和 50 年*月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が、出張所で納付書により納付していた。保険料月額は、900 円ぐらいであったと思うが、何か月分ずつ納付していたかは憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 50 年*月頃に、国民年金の加入手続を区役所の出張所で行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、53 年 6 月ないし同年 7 月頃と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、推認される加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、第 3 回特例納付及び過年度納付により納付することが可能であるが、申立人は保険料を遡ってまとめて納付したことは無いと述べており、納付頻度等についての記憶も無いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人の主張のとおり、当該期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から同年11月27日まで
私は、昭和32年6月1日にA社（現在は、B社）に季節労働者として入社し、同年12月10日過ぎ頃の休みに入るまでは継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年8月1日に資格喪失となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。手元に残っている「日雇労働者健康保険被保険者手帳」の手帳交付日は、同年11月27日となっていることから、少なくともその日までは厚生年金保険の被保険者であったと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人が記憶するA社における直属の上司及び申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和32年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は申立人を含め137人確認できるところ、10人は同年8月1日より前に、118人は申立人と同日の同年8月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社における被保険者期間が申立人と同じである複数の同僚は、申立人と同様に、自身は季節労働者として昭和32年10月ないし同年12月頃まで同社に勤務していたと述べているが、申立期間が被保険者期間と

なっていない。

加えて、上記複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における保険料の控除をうかがわせる供述は無く、事業主は、「申立人に係る在籍及び保険料の控除については、資料が無いため不明。また、申立期間当時の季節労働者に係る健康保険及び厚生年金保険加入の取扱いについては、当時の事務担当者がいないため不明。」と回答している。

また、申立人が提出した「日雇労働者健康保険被保険者手帳」からは、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがうことができず、上記被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記録されている申立人のA社に係る資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9114 (事案 8931 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から22年7月13日まで

私は、昭和19年3月31日から24年10月31日まで、A社B工場に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことから、記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回、申立書に申立期間当時の勤務等の状況を詳述したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B工場において申立人とほぼ同時期に資格を取得している同僚321人の記録を検証したところ、申立人が唯一記憶している同期入社同僚を含む239人が申立人と同様に、昭和20年8月20日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同社の事業主が、多くの従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。また、申立人及び複数の同僚が、「申立期間当時、終戦によりC部門が無くなり、業務内容及び勤務形態に変更があった。」と供述している。さらに、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失年月日がオンライン記録と一致している。これらのことなどから、申立期間における保険料控除を確認できないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成26年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は新たな資料として、昭和19年から24年までのA社B工場における担当業務及び寄宿生活についての状況説明書を提出し、申立期間が厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほし

いと主張している。

しかしながら、当該状況説明書に記載された内容は、前回の申立てにおいて述べていた当時の状況を詳細に記載したものにすぎず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できないことから、これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。